

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○建築基準法による意見の聴取……………

……………（都市整備局市街地建築部調整課）…

○昭和四十五年東京都告示第三百五十六号（市町村
における東京都の事務処理の特例に関する条例第
二条の表十六の項イただし書の規定により指定す
る工場）の一部改正……………（環境局総務部環境政策課）…

○東京都地域冷暖房区域の変更……………（環境
局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課）…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定の一部解除（二件）……………
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…

公告

○東京都功労者表彰……………（総務局統計部調整課）…

○東京都指定排水設備工事事業者の指定……………（下水道局）…

告示

●東京都告示第七百四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条
第五項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条
第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取

（以下「公聴会」という。）を行います。
なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会
の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住
所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害
関係を記した書面を提出してください。
平成二十九年十一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時 平成二十九年十一月二十二日（水
曜日）午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二二二会
議室
新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調
整課審査担当（東京都庁第二本庁
舎三階）
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話〇三（五三八八）三三二七

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 千代田区北の丸公園二番三号
所氏名 公益財団法人日本武道館
建築敷地 千代田区北の丸公園一ほか
地域地区 第一種住居地域、準防火地域及び都市計画
公園

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 観覧場、博物館、公 増築
及び用途 園施設 観覧場（中道場）
敷地面積 約一九三、三〇六平 増減なし
方メートル

建築面積 約一四、九五七平方 約一、七四九平方メ
ートル

延べ面積 約四七、八三五平方 約三、四一九平方メ
ートル

構造及び 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリ
階数 一部鉄骨造ほか 卜造一部鉄骨造ほか
地上三階地下二階ほ 地上一階地下二階ほ
か か
高さ 四二・〇〇メートル 八・一四メートルほ
ほか か
適用条文 建築基準法第四十八条第五項ただし書

●東京都告示第七百五号

昭和四十五年東京都告示第三百五十六号（市町村におけ
る東京都の事務処理の特例に関する条例第二条の表十六の
項イただし書の規定により指定する工場）の一部を次のよ
うに改正する。
平成二十九年十一月十四日
東京都知事 小 池 百合子

表三鷹市環境センターの項を削る。

●東京都告示第七百六号

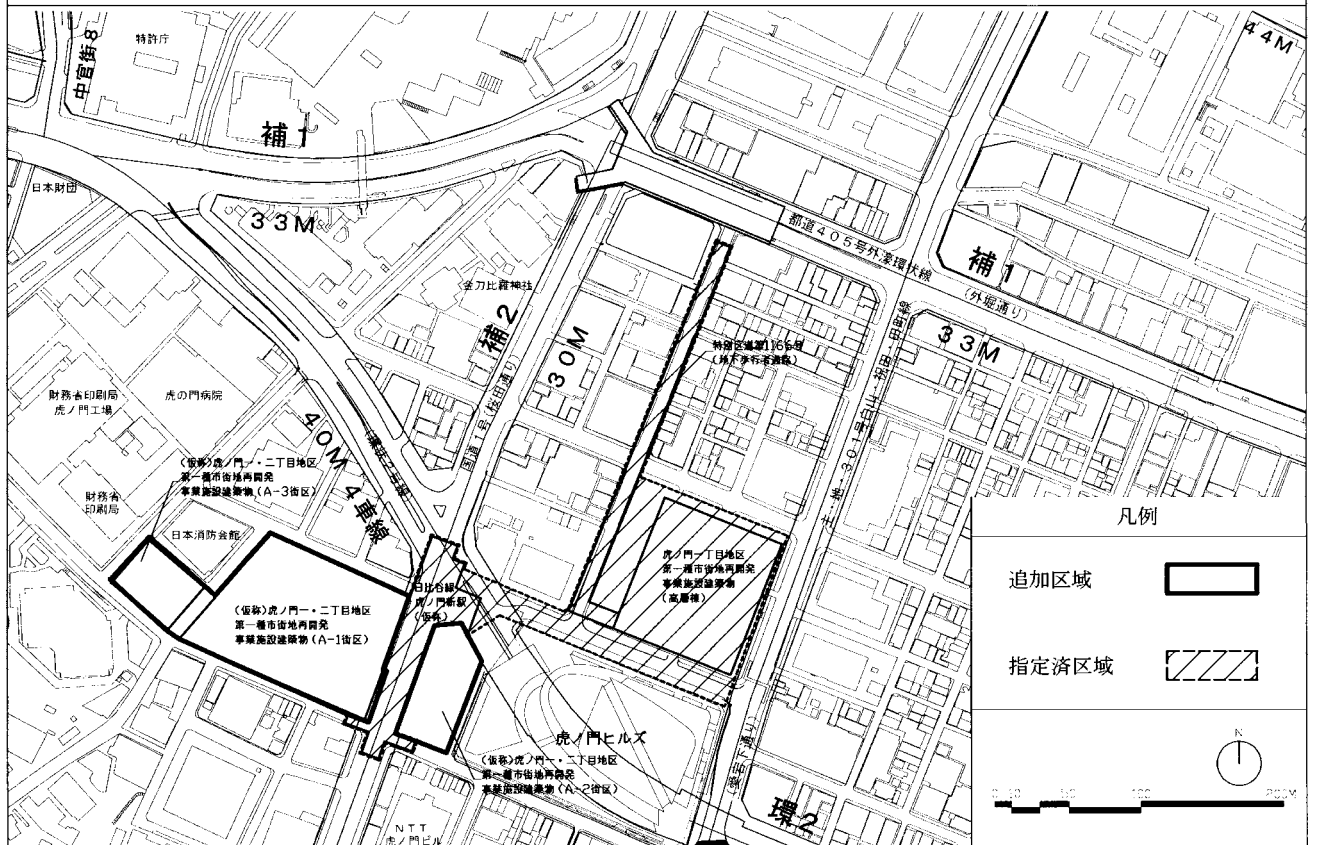
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十
二年東京都条例第二百五号）第十七条の十九第一項の規
定により、地域冷暖房区域を変更したので、同条第二項に
おいて準用する同条例第十七条の十八第六項の規定により、
次のとおり告示する。
平成二十九年十一月十四日
東京都知事 小 池 百合子

一 変更した地域冷暖房区域の名称
虎ノ門一・二丁目地域冷暖房区域

二 変更内容
地域冷暖房区域の範囲（別図のとおり）

- (一) 変更前
港区虎ノ門二丁目の一部及び虎ノ門二丁目の一部
- (二) 変更後
港区虎ノ門二丁目の一部及び虎ノ門二丁目の一部

別図 虎ノ門一・二丁目地域冷暖房区域



●東京都告示第七百七号

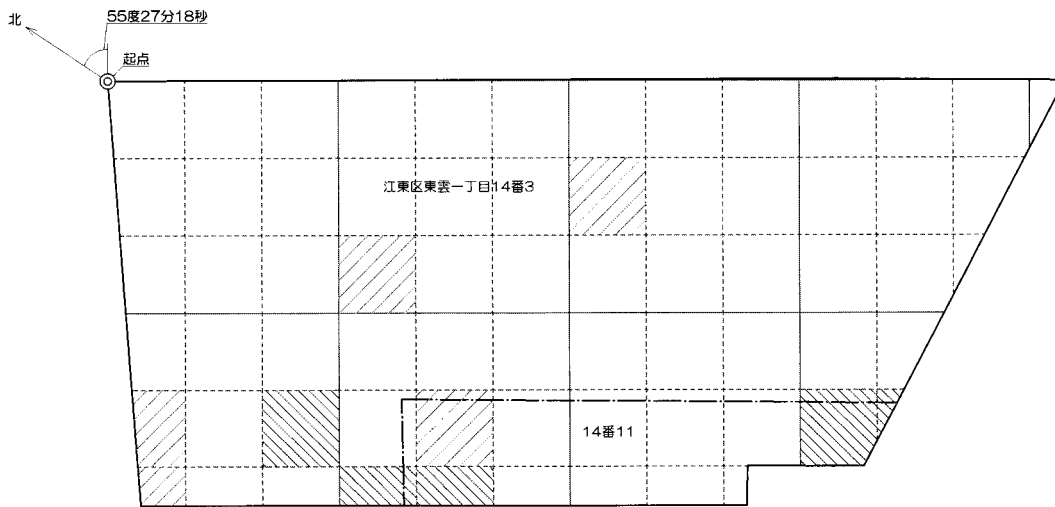
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第六十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区東雲一丁目（目地内））
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【起点】
起点は、江東区東雲一丁目14番3の概北端とする。

【格子の回転角度（55度27分18秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
	敷地境界
	筆境界
	単位区画線
	指定を解除する区域
	形質変更時要届出区域 （平成26年東京都告示第1065号により指定した区域）

●東京都告示第七百八号

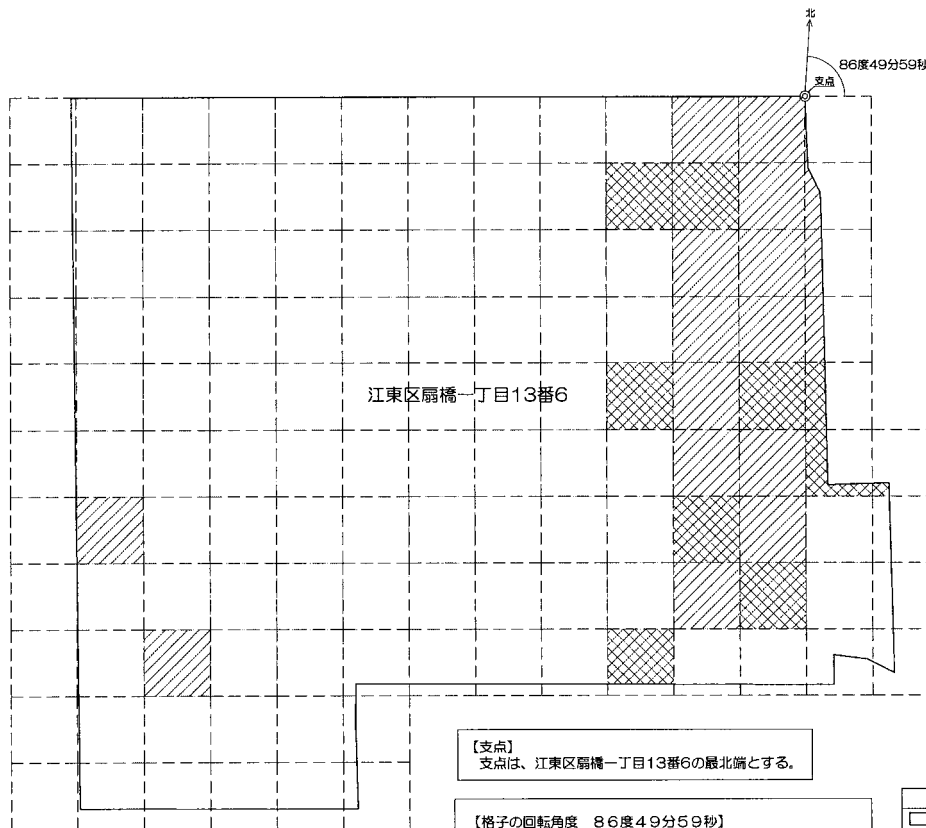
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一
第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千二百七
十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、
同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定によ
り、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区扇橋一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【支点】
支点は、江東区扇橋一丁目13番6の最北端とする。

【格子の回転角度 86度49分59秒】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
	敷地境界・筆境界
	単位区画線
	指定を解除する区域
	形質変更時要届出区域 平成28年東京都告示第1276号により指定した区域

公 告

東京都功労者表彰について

東京都表彰規則(昭和四十七年東京都規則第七十四号)第二条の規定に基づき、平成二十九年十一月十四日表彰された方は、次のとおりである。

平成二十九年十一月十四日

東京都知事 小 池 百合子

氏 名 住所

(統計功労者)

次の方々は、統計調査の実施に精励され特に優れた業績をあげられました。

吉田 基尹子	新宿区
小林 一枝	台東区
渡部 勳	墨田区
雨森 和枝	江東区
柳 登志靖	大田区
中島 スミ	大田区
海老沢 愛子	中野区
田口 若菜	中野区
渡邊 朋子	杉並区
蒲田 典子	杉並区
星 政治	北区
松本 松太郎	荒川区
岩瀬 全彦	荒川区
海和 美知子	板橋区
渡邊 進	足立区
竹野 種繁	葛飾区

井野 修 葛飾区

鈴木 千代子 江戸川区

高橋 紀代子 多摩市

田中 建治 あきる野市

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成二十九年十一月十四日

東京都下水道局長 渡 辺 志津男

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
------	--------	-----	--------

五四五九	誠和技研株式会社	深川 伸二	新宿区新宿七丁目二十番二号
------	----------	-------	---------------

五四六〇	新日空サ ービス株 式会社	金石 正博	中央区日本橋本町三丁目三番六号 ワカ 末ビル
------	---------------------	-------	------------------------------

五四六一	J. I 設 備	石山 讓司	町田市森野二丁目十番二十一号
------	-------------	-------	----------------

五四六二	英設備工 業 有限会社	鈴木 英二	調布市菊野台一丁目二十番地二 一階
------	-------------------	-------	-------------------

五四六三	有限会社 白子建設	高橋 元照	板橋区四葉二丁目十番三号
------	--------------	-------	--------------

五四六四	ライフ株 式会社	渡辺そのみ	町田市原町田六丁目二十八番十五号 ク ロノス町田五〇一
------	-------------	-------	-----------------------------------

二 指定年月日

平成二十九年十月二十五日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001